

こ 成 環 第 191 号
こ 支 家 第 340 号
令 和 6 年 6 月 3 日

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
各 中 核 市 市 長 殿
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長

こ ども 家 庭 庁 成 育 局 長
こ ども 家 庭 庁 支 援 局 長
(公 印 省 略)

家庭支援事業に係る措置費の支弁の取扱いについて

令和4年に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第66号）の施行に伴い、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の18第2項の規定により、市町村は、子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業又は親子関係形成支援事業（以下「家庭支援事業」という。）の提供が必要であると認められる者について、勧奨及び支援を行っても、なおやむを得ない事由により当該勧奨及び支援に係る家庭支援事業を利用することが著しく困難であると認めるときは、家庭支援事業による支援を提供することができることとなった。

当該規定に基づき、措置により家庭支援事業を実施した場合の費用については、その要保護性に鑑み、今般、児童入所施設措置費等国庫負担金（以下「措置費」という。）により支弁することとしたことを踏まえ、措置による家庭支援事業の支弁基準額等の取扱いについて下記のとおり定めたので、その適正かつ円滑なる執行を期せられたく通知する。

については、各都道府県知事におかれては、管内の市（指定都市、中核市、児童相談所設置市を除く。特別区を含む。）及び町村の長への周知につきご配慮願いたい。

記

この通知は、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（令和5年5月10日こ支家第47号こども家庭庁長官通知）の第3及び第5で別に定めることとされている、措置による家庭支援事業の支弁基準額及び徴収金の考え方について定めることを目的とする。

1. 措置の検討及び決定等について

家庭支援事業における措置の検討及び決定等については、「こども家庭センターガイドライン」（令和6年3月30日こ成母第142号・こ支虐第147号こども家庭庁成育局長・こども家庭庁支援局長連名通知）第3章2節5項「家庭支援事業の利用勧奨・措置について」を参照すること。

2. 支弁額及び経費の使途について

家庭支援事業の措置に係る費用の支弁基準額及び対象経費については次の別表で定めるとおりとする。

（別表）措置費における単価算出表（年額）

事業名	算出方法	対象経費
子育て短期支援事業	1 短期入所生活援助（ショートステイ）事業	子育て短期支援事業の実施に必要な経費
	（1）2歳未満児、慢性疾患児	
	年間延べ日数 × 12,850円	
	（2）2歳以上児	
	年間延べ日数 × 6,840円	
	（3）親子入所する場合の親及び緊急一時保護の親	
	年間延べ日数 × 1,800円	
	2 夜間養護等（トワイライトステイ）事業	
	（1）夜間養護事業	
	① 基本分	
	年間延べ日数 × 1,300円	
	② 宿泊分	
	年間延べ日数 × 1,300円	
	（2）休日預かり事業	
	年間延べ日数 × 3,010円	

事業名	算出方法	対象経費
養育支援 訪問事業	1 専門的相談支援の実施 年間延べ訪問数 × 8,000円 2 分娩に関わった産科医療機関の助産師等による 訪問支援の実施 年間延べ訪問数 × 10,000円	養育支援訪問事業 の実施に必要な経 費
一時預か り事業	年間延べ利用児童数 × 4,920円	一時預かり事業の 実施に必要な経費
子育て世 帯訪問支 援事業	年間延べ利用時間数 × 3,000円 年間延べ利用件数 × 1,860円	子育て世帯訪問支 援事業の実施に必 要な経費
児童育成 支援拠点 事業	年間延べ利用日数 × 795円	児童育成支援拠点 事業の実施に必要 な経費
親子関係 形成支援 事業	年間延べ利用回数 × 4,420円	親子関係形成支援 事業の実施に必要 な経費

3. 家庭支援事業の措置に係る徴収金について

法第56条第2項に基づき、費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者からその負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができることとされているが、支援を要する家庭に適切に支援が行き届くよう、費用徴収を行わずとも差支えない。ただし、保護者の経済力や精神状況等を踏まえて、費用負担を求めた場合は、市町村で事業ごとに設定している利用料を超えない範囲で徴収する。